

宅地造成等規制法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について

宅地造成等規制法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を次のように定めるものとする。

令和六年十二月三日提出

岐阜県知事 古田 肇

宅地造成等規制法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(岐阜県事務処理の特例に関する条例の一部改正)

第一条 岐阜県事務処理の特例に関する条例(平成十二年岐阜県条例第四号)の一部を次のように改正する。

別表第一三十の項を次のように改める。

<p>三十 宅地造成及び特定盛土等規制法(昭和三十六年法律第九十一号。以下この項において「法」という。)に基づく事務(法第十五条第二項の規定により法第十二条第一項の許可を受けたものとみなされた工事</p>	<p>1 法第十八条第一項の検査をすること。 2 法第十八条第二項の規定により中間検査合格証を交付すること。 3 法第十九条第一項の規定により報告を受けること。 4 法第二十条第二項の規定により工事の施行の停止又は災害防止措置をとることを命ずること。 5 法第二十条第三項の規定により土地の使用を禁止し、若しくは制限し、又は災害防止措置をとることを命ずること。 6 法第二十条第四項の規定により作業の停止を命ずること。 7 法第二十条第五項の規定により自ら災害防止</p>	<p>大垣市、高山市、多治見市、各務原市及び可児市</p>
--	--	-------------------------------

<p>又は法第三十四条第二項の規定により法第三十条第一項の許可を受けたものとみなされた工事に係るものに限る。）</p>	<p>措置の全部又は一部を講じ、及び公告をするこ と。</p> <p>8 法第二十条第六項の規定により前号の災害防 止措置に要した費用を負担させること。</p> <p>9 法第二十四条第一項の規定により立入検査を すること。</p> <p>10 法第二十五条の規定により報告の徴取（前各 号に掲げる事務に係るものに限る。）をするこ と。</p> <p>11 法第三十七条第一項の検査をすること。</p> <p>12 法第三十七条第二項の規定により中間検査合 格証を交付すること。</p> <p>13 法第三十八条第一項の規定により報告を受け ること。</p> <p>14 法第三十九条第二項の規定により工事の施行 の停止又は災害防止措置をとることを命ずるこ と。</p> <p>15 法第三十九条第三項の規定により土地の使用 を禁止し、若しくは制限し、又は災害防止措置 をとることを命ずること。</p> <p>16 法第三十九条第四項の規定により作業の停止 を命ずること。</p> <p>17 法第三十九条第五項の規定により自ら災害防 止措置の全部又は一部を講じ、及び公告をする こと。</p> <p>18 法第三十九条第六項の規定により前号の災害 防止措置に要した費用を負担させること。</p> <p>19 法第四十三条第一項の規定により立入検査を すること。</p> <p>20 法第四十四条の規定により報告の徴取（第十 一号から前号までに掲げる事務に係るものに限 る。）をすること。</p>
---	--

（岐阜県埋立て等の規制に関する条例の一部改正）

第二条 岐阜県埋立て等の規制に関する条例（平成十八年岐阜県条例第四十七号）の一部を次のように改正する。

第七条中「宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和四年法律第五十五号）附則第二条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の宅地造成等規制法」を「宅地造成及び特定盛土等規制法」に、「第九条第一項」を「第十三条第一項及び第三十一条第一項」に改める。

（岐阜県土木関係手数料徴収条例の一部改正）

第三条 岐阜県土木関係手数料徴収条例（平成二十一年岐阜県条例第三十三号）の一部を次のように改正する。

別表第一九の表中「宅地造成等規制法の一部を改正する法律附則第二条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の宅地造成等規制法」を「宅地造成及び特定盛土等規制法」に改め、同表一の項中「宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和四年法律第五十五号）附則第二条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の宅地造成等規制法」を「宅地造成及び特定盛土等規制法」に、「第八条第一項に規定する宅地造成」を「第十二条第一項に規定する宅地造成等（土石の堆積（法第二条第四号に規定する土石の堆積をいう。以下この表において同じ。）を除く。）に関する工事の許可又は法第三十条第一項に規定する特定盛土等」に、「宅地造成許可申請手数料」を「宅地造成等許可申請手数料」に改め、同項第一号中「切土又は盛土」を「盛土又は切土」に、「表」を「項」に、「一二、〇〇〇」を「一六、〇〇〇」に改め、同項第二号中「二一、〇〇〇」を「二八、〇〇〇」に改め、同項第三号中「三一、〇〇〇」を「三九、〇〇〇」に改め、同項第四号中「五千平方メートル」を「三千平方メートル」に、「四七、〇〇〇」を「五七、〇〇〇」に改め、同項第十号中「四二〇、〇〇〇」を「六三〇、〇〇〇」に改め、同号を同項第十一号とし、同項第九号中「三四〇、〇〇〇」を「四九〇、〇〇〇」に改め、同号を同項第十号とし、同項第八号中「二五〇、〇〇〇」を「三五〇、〇〇〇」に改め、同号を同項第九号とし、同項第七号中「一七〇、〇〇〇」を「二二〇、〇〇〇」に改め、同号を同項第八号とし、同項第六号中「一一〇、〇〇〇」を「一四〇、〇〇〇」に改め、同号を同項第七号とし、同項第五号中「六七、〇〇〇」を「九〇、〇〇〇」に改め、同号を同項第六号とし、同号の前に次のように加える。

5 面積が三千平方メートルを超え五千平方メートル以下のもの	一件につき	六六、〇〇〇
-------------------------------	-------	--------

別表第一九の表二の項を次のように改める。

		土石堆積許可 申請手数料	
<p>二 法第十二条第一項に規定する宅地造成等（土石の堆積に限る。）に関する工事の許可又は法第三十条第一項に規定する土石の堆積に関する工事の許可の申請に対する審査</p>			
7	面積が一万平方メートル以下のもの	7 面積が一万平方メートルを超過するもの	三、〇〇〇
6	面積が五千平方メートルを超過するもの	6 面積が五千平方メートルを超過するもの	三、〇〇〇
5	面積が三千平方メートルを超過するもの	5 面積が三千平方メートルを超過するもの	二、〇〇〇
4	面積が二千平方メートルを超過するもの	4 面積が二千平方メートルを超過するもの	二、〇〇〇
3	面積が千平方メートルを超過するもの	3 面積が千平方メートルを超過するもの	一、〇〇〇
2	面積が五百平方メートルを超過するもの	2 面積が五百平方メートルを超過するもの	一、〇〇〇
1	土石の堆積を行う土地の面積（以下この項において単に「面積」という。）が五百平方メートル以下のもの	1 土石の堆積を行う土地の面積（以下この項において単に「面積」という。）が五百平方メートル以下のもの	一、〇〇〇

方メートルを超え二万平方メートル以下のもの	8 面積が二万平方メートルを超え四万平方メートル以下のもの	9 面積が四万平方メートルを超え七万平方メートル以下のもの	10 面積が七万平方メートルを超え十平方メートル以下のもの	11 面積が十平方メートルを超えるもの
	一件につき	一件につき	一件につき	一件につき
	五三、〇〇〇	七二、〇〇〇	一一〇、〇〇〇	一三〇、〇〇〇

別表第一九の表三の項中「法第八条第一項又は第十二条第一項」を「宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則（昭和三十七年建設省令第三号）第八十八条に規定する法第十二条第一項、第十六条第一項、第三十条第一項又は第三十五条第一項」に、「宅地造成適合証明書交付手数料」を「宅地造成等適合証明書交付手数料」に改め、同項を同表六の項とし、同項の前に次のように加える。

三 法第十六条第一項に規定する宅地造成等（土石の堆積を除く。）に関する工事の計画の	宅地造成等変更許可申請手数料		一件につき	次に掲げる額を合計した額。ただし、当該額が六三〇、〇〇〇円を超えると
---	----------------	--	-------	------------------------------------

変更の許可又は法
第三十五条第一項
に規定する特定盛
土等に関する工事
の計画の変更の許
可の申請に対する
審査

きは、六三〇、
〇〇〇円
(一) 盛土又は切
土に関する計
画の変更(二)
のみに該当す
る場合を除
く。() 盛土
又は切土をす
る土地の面積
(以下この項
において単に
「面積」とい
う。)(二)に
規定する変更
を伴う場合に
あつては変更
前の面積と
し、面積の縮
小を伴う場合
にあつては縮
小後の面積と
する。)に従
い、一の項区
分の欄に掲げ
る区分に応じ
それぞれ額の
欄に掲げる額
に十分の一を
乗じて得た額
(二) 新たな土地
の盛土又は切
土をする土地
への追加に係

	<p>四 法第十六条第一項に規定する宅地造成等（土石の堆積に限る。）に関する工事の計画の変更の許可又は法第三十五条第一項に規定する土石の堆積に関する工事の計画の変更の許可の申請に対する審査</p>
	<p>土石堆積変更許可申請手数料</p>
	<p>一件につき</p>
<p>る計画の変更新たに追加される面積に従い、一の項区分の欄に掲げる区分に応じそれぞれ額の欄に掲げる額</p> <p>(三) (一)又は(二)に掲げる変更以外の変更 一〇、〇〇〇円</p>	<p>次に掲げる額を合計した額。ただし、当該額が一三〇、〇〇〇円を超えるときは、一三〇、〇〇〇円</p> <p>(一) 土石の堆積に関する計画の変更(二)のみに該当する場合を除く。() 土石の堆積を行う土地の面積(以下この項において単に「面積」という。(二)に規定する変更</p>

<p>五 項に規定する宅地 法第十八条第一</p>	
<p>間 検査申請手 宅地造成等中</p>	
<p>1 を する土地の面 盛土又は切土</p>	
<p>一 件につ き</p>	
<p>二、九〇〇</p>	<p>を伴う場合に あつては変更 前の面積と し、面積の縮 小を伴う場合 にあつては縮 小後の面積と する。)に從 い、二の項区 分の欄に掲げ る区分に応じ それぞれ額の 欄に掲げる額 に十分の一を 乗じて得た額 (二) 新たな土地 の土石の堆積 を行う土地へ の追加に係る 計画の変更 新たに追加さ れる面積に從 い、二の項区 分の欄に掲げ る区分に応じ それぞれ額の 欄に掲げる額 (三) (一)又は(二)に 掲げる変更以 外の変更 一 〇、〇〇〇円</p>

数料

造成若しくは特定盛土等に関する工事（法第十五条第一項の規定により法第十二条第一項の許可があつたものとみなされたものを除く。）の検査又は法第三十七条第一項に規定する特定盛土等に関する工事（法第三十四条第一項の規定により法第三十条第一項の許可があつたものとみなされたものを除く。）の検査の申請に対する審査

積（以下この項において単に「面積」という。）が五百平方メートル以下のもの		
2 面積が五百平方メートルを超え千平方メートル以下のもの	一件につき	二、九〇〇
3 面積が千平方メートルを超え二千平方メートル以下のもの	一件につき	三、四〇〇
4 面積が二千平方メートルを超え三千平方メートル以下のもの	一件につき	四、〇〇〇
5 面積が三千平方メートルを超え五千平方メートル以下のもの	一件につき	五、七〇〇
6 面積が五千平方メートルを超え一万平方メートル以下のもの	一件につき	五、七〇〇
7 面積が一万平方メートルを超	一件につき	五、七〇〇

	え二万平方メートル以下のもの	一件につき	一一、〇〇〇	
8	面積が二万平方メートルを超え四万平方メートル以下のもの	一件につき	一三、〇〇〇	
9	面積が四万平方メートルを超え七万平方メートル以下のもの	一件につき	四〇、〇〇〇	
10	面積が七万平方メートルを超え十万平方メートル以下のもの	一件につき	五七、〇〇〇	
11	面積が十万平方メートルを超えるもの	一件につき		

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和七年四月一日から施行する。

(岐阜県事務処理の特例に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

2 宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和四年法律第五十五号。以下「改正法」という。）附則第二条第二項の規定によりなお従前の例によることとされる宅地造成に関する工事の規制に係る工事に係る第一条の規定による改正前の岐阜県事務処理の特例に関する条例別表第一三十の項第四号から第十一号まで及び第十八号から第二十二号までに掲げる事務の処理については、同条の規定による改正後の岐阜県事務処理の特例に関する条例別表第一三十の項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(岐阜県土木関係手数料徴収条例の一部改正に伴う経過措置)

3 改正法附則第二条第二項の規定によりなお従前の例によることとされる改正法による改正前

の宅地造成等規制法（昭和三十六年法律第九十一号）第十二条第一項に規定する宅地造成に関する工事の変更の許可の申請に対する審査及び同法第八条第一項又は第十二条第一項の規定に適合している旨の証明書の交付に係る手数料については、第三条の規定による改正後の岐阜県土木関係手数料徴収条例別表第一九の表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

提 案 説 明

宅地造成等規制法の一部を改正する法律の施行に伴い、関係条例の規定の整備を行うため、この条例を定めようとする。

